

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免期間を延長する等のため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条

3 条例の概要

- (1) 市長は、平成23年3月11日において警戒区域の設定を行うことの指示の対象となつた区域等に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和3年度分の保険料を減免することができることとした。（附則第6条関係）
- (2) 市長は、新型コロナウイルス感染症により生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する者の収入が減少した世帯の納付義務者に対し、令和3年度分の保険料のうち令和4年3月31日までの間に納期限が到来するものを減免することができることとした。（附則第7条関係）
- (3) 規定を整備することとした。（第16条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第41条第1項第1号において同じ。）に規</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第16条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第41条第1項第1号において同じ。）に規</p>

定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第41条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

附 則

（東日本大震災に伴う保険料の減免の特例）

第6条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月11日に次の各号のいずれかに該当する区域又は地点に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和3年度分の保険料を減免することができる。

- (1) 略
- (2) 略

2 略

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例）

第7条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この項において「主たる生計維持者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該世帯の納付義務者に対し、令和元年度分から令和3年度分までの保険料（令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間にその納期限（法第76条の3第1項に規定する特別徴収の方法によって徴収する保険料にあっては、法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が到来するもの（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項に規定する届出がなかったため令和2年2月1日以後にその納期限が到来する保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内にあったならば同日前に納期限が到来すべきものを除く。）に限る。）を減免することができる。

- (1) 略

定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第41条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

附 則

（東日本大震災に伴う保険料の減免の特例）

第6条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月11日に次の各号のいずれかに該当する区域又は地点に住所を有していた者の属する世帯の納付義務者に対し、令和2年度分の保険料を減免することができる。

- (1) 略
- (2) 略

2 略

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例）

第7条 市長は、第45条第1項の規定にかかわらず、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この項において「主たる生計維持者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該世帯の納付義務者に対し、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間にその納期限（法第76条の3第1項に規定する特別徴収の方法によって徴収する保険料にあっては、法第76条の4において準用する介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が到来するもの（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項に規定する届出がなかったため令和2年2月1日以後にその納期限が到来する保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内にあったならば同日前に納期限が到来すべきものを除く。）に限る。）を減免することができる。

- (1) 略

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税法第26条第1項に規定する不動産所得に係る収入（以下この号において「不動産収入」という。）、同法第27条第1項に規定する事業所得に係る収入（以下この号において「事業収入」という。）、同法第28条第1項に規定する給与等の収入（以下この号において「給与収入」という。）又は同法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入（以下この号において「山林収入」という。）（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれる場合であって、次のアからエまでのいずれにも該当するとき。
- ア 事業収入等のうち減少が見込まれるもの（減少が見込まれるものが複数あるときは、そのいずれか）について、その見込まれる減少額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。ウ及びエにおいて同じ。）が前年（令和元年度分の保険料の減免を受けようとする場合にあっては、令和元年とする。以下この号において同じ。）における当該収入の額の10分の3以上の額であること。
- イ 前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに第16条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（同法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）の合計額が10,000,000円以下であること。
- ウ 前年の所得（事業収入等のうちその見込まれる減少額が同年における当該収入の額の10分の3以上の額であるものに係る所得を除く。）の金額の合計額が4,000,000円以下であること。
- エ 主たる生計維持者が特例対象被保険者等である場合にあっては、給与収入について見込まれる減少額が前年における給与収入の額の10分の3以上の額であり、かつ、不動産収入、事業収入又は山林収入のいずれかについて見込まれる減少額が同年における当該収入の額の10分の3以上の額であること。
- 2 前項の場合における第45条第2項から第4項までの規定の適用については、同条第2項中「前項」とあるのは、「前項及び附則第7条第1項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは、「第1項及び附則第7条第1項」
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税法第26条第1項に規定する不動産所得に係る収入（以下この号において「不動産収入」という。）、同法第27条第1項に規定する事業所得に係る収入（以下この号において「事業収入」という。）、同法第28条第1項に規定する給与等の収入（以下この号において「給与収入」という。）又は同法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入（以下この号において「山林収入」という。）（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれる場合であって、次のアからエまでのいずれにも該当するとき。
- ア 事業収入等のうち減少が見込まれるもの（減少が見込まれるものが複数あるときは、そのいずれか）について、その見込まれる減少額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。ウ及びエにおいて同じ。）が令和元年における当該収入の額の10分の3以上の額であること。
- イ 令和元年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに第16条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（同法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）の合計額が10,000,000円以下であること。
- ウ 令和元年の所得（事業収入等のうちその見込まれる減少額が同年における当該収入の額の10分の3以上の額であるものに係る所得を除く。）の金額の合計額が4,000,000円以下であること。
- エ 主たる生計維持者が特例対象被保険者等である場合にあっては、給与収入について見込まれる減少額が令和元年における給与収入の額の10分の3以上の額であり、かつ、不動産収入、事業収入又は山林収入のいずれかについて見込まれる減少額が同年における当該収入の額の10分の3以上の額であること。
- 2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「附則第6条第1項」とあるのは、「附則第7条第1項」と読み替えるものとする。

とする。

3 令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免を受けようとする者は、前項の規定により読み替えて適用する第45条第2項の規定にかかわらず、令和3年12月28日までにその申請をしなければならない。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法

(保険料の減免等)

第七十七条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他の保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

○国民健康保険法施行令

(一部負担金に係る所得の額の算定方法等)

第二十七条の二 法第四十二条第一項第四号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行うものとし、その額は、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の被保険者で同年の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該被保険者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額）とする。

二 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第二十九条の三第四項第六号及び第二十九条の四の三第三項第六号において同じ。）に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第二十九条の七第五項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例

適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。第二十九条の七第五項第一号において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第二十九条の三第四項第六号、第二十九条の四の三第三項第六号並びに第二十九条の七第二項第四号及び第五号において同じ。）の合計額から地方税法第三百二十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

- 二 当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において年齢十六歳未満の控除対象者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において年齢十六歳以上十九歳未満の控除対象者の数に十二万円を乗じて得た額の合計額
- 2 法第四十二条第一項第四号の政令で定める額は、百四十五万円とする。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。
- 一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。以下この項において同じ。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあつては、三百八十三万円）に満たない者
 - 二 当該療養の給付を受ける者（その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて第二十九条の七第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者がいるものに限る。）及び同号イに規定する特定同一世帯所属者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者
 - 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者について当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の第二十九条の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の者

茅ヶ崎漁港管理条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎漁港に駐車場及び多目的広場を設置することにより、漁業の振興及び地域の活性化を図るため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項及び第244条の2第1項
- (2) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第26条

3 条例の概要

- (1) 工作物の設置を目的とする市の管理する漁港施設（水域施設を除く。）の占用及び漁港の区域内の水域又は公共空地の国及び地方公共団体等の占用の許可の期間は、10年を超えることができないこととした。（第8条関係）
- (2) 駐車場に車両を駐車させようとし、又は多目的広場を専用して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこととした。（第9条関係）
- (3) 駐車場に車両を入場させ、又は車両を出場させることができる時間を定めることとした。（第11条の2関係）
- (4) 多目的広場を専用して使用する者から多目的広場専用使用料を、駐車場に車両を駐車させる者から駐車料を徴収することとした。（別表関係）
- (5) この条例は、令和3年7月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎漁港管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改	正	後	改	正	前
(占用の許可等)				(占用の許可等)		
第8条 略				第8条 略		
2 略				2 略		
3 第1項の占用の許可の期間は、工作物の設置を目的とする占用にあっては <u>10年</u> を、その他のものにあっては1月を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めたらときは、この限りでない。				3 第1項の占用の許可の期間は、工作物の設置を目的とする占用にあっては <u>3年</u> を、その他のものにあっては1月を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認めたらときは、この限りでない。		
4 略				4 略		
5 法第39条第1項の占用の許可の期間は、次の各号のいづれかに該当する者の占用にあっては <u>10年</u> を、その他の者の占用にあっては1年を超えることができない。				5 法第39条第1項の占用の許可の期間は、次の各号のいづれかに該当する者の占用にあっては <u>5年</u> を、その他の者の占用にあっては1年を超えることができない。		
(1) 略				(1) 略		
(2) 略				(2) 略		
(3) 略				(3) 略		
(4) 略				(4) 略		
(5) 略				(5) 略		
(6) 略				(6) 略		
(7) 略				(7) 略		
(8) 略				(8) 略		
(9) 略				(9) 略		
(10) 略				(10) 略		
(11) 略				(11) 略		
(12) 略				(12) 略		
(13) 略				(13) 略		
(14) 略				(14) 略		
(15) 略				(15) 略		
(16) 略				(16) 略		
(17) 略				(17) 略		
(18) 略				(18) 略		
(19) 略				(19) 略		
(20) 略				(20) 略		
(21) 略				(21) 略		
(22) 略				(22) 略		
(23) 略				(23) 略		
(24) 略				(24) 略		
(25) 略				(25) 略		
(26) 略				(26) 略		
(27) 略				(27) 略		
(28) 略				(28) 略		
(29) 略				(29) 略		
(30) 略				(30) 略		
(31) 略				(31) 略		
(32) 略				(32) 略		
(33) 略				(33) 略		
(34) 略				(34) 略		
(35) 略				(35) 略		
(36) 略				(36) 略		
(37) 略				(37) 略		
(38) 略				(38) 略		
(39) 略				(39) 略		
(40) 略				(40) 略		
(41) 略				(41) 略		
(42) 略				(42) 略		
(43) 略				(43) 略		
(44) 略				(44) 略		
(45) 略				(45) 略		
(46) 略				(46) 略		
(47) 略				(47) 略		
(48) 略				(48) 略		
(49) 略				(49) 略		
(50) 略				(50) 略		
(51) 略				(51) 略		
(52) 略				(52) 略		
(53) 略				(53) 略		
(54) 略				(54) 略		
(55) 略				(55) 略		
(56) 略				(56) 略		
(57) 略				(57) 略		
(58) 略				(58) 略		
(59) 略				(59) 略		
(60) 略				(60) 略		
(61) 略				(61) 略		
(62) 略				(62) 略		
(63) 略				(63) 略		
(64) 略				(64) 略		
(65) 略				(65) 略		
(66) 略				(66) 略		
(67) 略				(67) 略		
(68) 略				(68) 略		
(69) 略				(69) 略		
(70) 略				(70) 略		
(71) 略				(71) 略		
(72) 略				(72) 略		
(73) 略				(73) 略		
(74) 略				(74) 略		
(75) 略				(75) 略		
(76) 略				(76) 略		
(77) 略				(77) 略		
(78) 略				(78) 略		
(79) 略				(79) 略		
(80) 略				(80) 略		
(81) 略				(81) 略		
(82) 略				(82) 略		
(83) 略				(83) 略		
(84) 略				(84) 略		
(85) 略				(85) 略		
(86) 略				(86) 略		
(87) 略				(87) 略		
(88) 略				(88) 略		
(89) 略				(89) 略		
(90) 略				(90) 略		
(91) 略				(91) 略		
(92) 略				(92) 略		
(93) 略				(93) 略		
(94) 略				(94) 略		
(95) 略				(95) 略		
(96) 略				(96) 略		
(97) 略				(97) 略		
(98) 略				(98) 略		
(99) 略				(99) 略		
(100) 略				(100) 略		
(101) 略				(101) 略		
(102) 略				(102) 略		
(103) 略				(103) 略		
(104) 略				(104) 略		
(105) 略				(105) 略		
(106) 略				(106) 略		
(107) 略				(107) 略		
(108) 略				(108) 略		
(109) 略				(109) 略		
(110) 略				(110) 略		
(111) 略				(111) 略		
(112) 略				(112) 略		
(113) 略				(113) 略		
(114) 略				(114) 略		
(115) 略				(115) 略		
(116) 略				(116) 略		
(117) 略				(117) 略		
(118) 略				(118) 略		
(119) 略				(119) 略		
(120) 略				(120) 略		
(121) 略				(121) 略		
(122) 略				(122) 略		
(123) 略				(123) 略		
(124) 略				(124) 略		
(125) 略				(125) 略		
(126) 略				(126) 略		
(127) 略				(127) 略		
(128) 略				(128) 略		
(129) 略				(129) 略		
(130) 略				(130) 略		
(131) 略				(131) 略		
(132) 略				(132) 略		
(133) 略				(133) 略		
(134) 略				(134) 略		
(135) 略				(135) 略		
(136) 略				(136) 略		
(137) 略				(137) 略		
(138) 略				(138) 略		
(139) 略				(139) 略		
(140) 略				(140) 略		
(141) 略				(141) 略		
(142) 略				(142) 略		
(143) 略				(143) 略		
(144) 略				(144) 略		
(145) 略				(145) 略		
(146) 略				(146) 略		
(147) 略				(147) 略		
(148) 略				(148) 略		
(149) 略				(149) 略		
(150) 略				(150) 略		
(151) 略				(151) 略		
(152) 略				(152) 略		
(153) 略				(153) 略		
(154) 略				(154) 略		
(155) 略				(155) 略		
(156) 略				(156) 略		
(157) 略				(157) 略		
(158) 略				(158) 略		
(159) 略				(159) 略		
(160) 略				(160) 略		
(161) 略				(161) 略		
(162) 略				(162) 略		
(163) 略				(163) 略		
(164) 略				(164) 略		
(165) 略				(165) 略		
(166) 略				(166) 略		
(167) 略				(167) 略		
(168) 略				(168) 略		
(169) 略				(169) 略		
(170) 略				(170) 略		
(171) 略				(171) 略		
(172) 略				(172) 略		
(173) 略				(173) 略		
(174) 略				(174) 略		
(175) 略				(175) 略		
(176) 略				(176) 略		
(177) 略				(177) 略		
(178) 略				(178) 略		
(179) 略				(179) 略		
(180) 略				(180) 略		
(181) 略				(181) 略		
(182) 略				(182) 略		
(183) 略				(183) 略		
(184) 略				(184) 略		
(185) 略				(185) 略		
(186) 略				(186) 略		
(187) 略				(187) 略		
(188) 略				(188) 略		
(189) 略				(189) 略		
(190) 略				(190) 略		
(191) 略				(191) 略		
(192) 略				(192) 略		
(193) 略				(193) 略		
(194) 略				(194) 略		
(195) 略				(195) 略		
(196) 略				(196) 略		
(197) 略				(197) 略		
(198) 略				(198) 略		
(199) 略				(199) 略		
(200) 略				(200) 略		
(201) 略				(201) 略		
(202) 略				(202) 略		
(203) 略				(203) 略		
(204) 略				(204) 略		
(205) 略				(205) 略		
(206) 略				(206) 略		
(207) 略				(207) 略		
(208) 略				(208) 略		
(209) 略				(209) 略		
(210) 略				(210) 略		
(211) 略				(211) 略		
(212) 略				(212) 略		
(213) 略				(213) 略		
(214) 略				(214) 略		
(215) 略				(215) 略		
(216) 略				(216) 略		
(217) 略				(217) 略		
(218) 略				(218) 略		
(219) 略				(219) 略		
(220) 略				(220) 略		

普通車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両であつて、その大きさが、長さにあつては5メートル、幅にあつては2メートルを超えない車両をいう。以下この項及び別表において同じ。）にあつては午前4時から午後7時までと、大型車（普通車以外の車両をいう。別表において同じ。）にあつては午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるとときは、駐車場の出入場時間を臨時に変更することができる。

別表（第12条関係）
1 占用料

略

備考 1 占用面積、表示面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方米メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満であるときは、これを1平方メートル又は1メートルとして計算する。
2 占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、30日を基礎として日割りによって計算する。
3 仮設店舗及び海水浴施設の附属施設として設置する電線、水道管等の他の附属工作物の占用料は、仮設店舗及び海水浴施設の占用料に含まれるものとする。
4 1件の占用料が100円未満であるときは100円とし、100円を超える場合であつて10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 使用料
(1) 駐車料以外のもの

種別	区分	単位	金額
停係泊料 船揚場料 のもの	船舶の総トン数5トン未満のもの	1そう1日	120円
船舶の総トン数5トン以上10トン未満のもの			130円

別表（第12条関係）
1 占用料

略

2 使用料

種別	区分	単位	金額
停係泊料 船揚場料	船舶の総トン数5トン未満のもの	1そう1日	120円
船舶の総トン数5トン以上10トン未満のもの			130円

船舶の総トン数10トン以上 上20トン未満のもの	140円
船舶の総トン数20トン以上 上30トン未満のもの	160円
船舶の総トン数10トン以上20 トン未満のもの	
船舶の総トン数20トン以上30 トン未満のもの	
物揚場料	
水産物	50キログラムにつき 2円
一般貨物	1トンにつき 60円
多目的広 場専用使 用料	2分の1 全面
	1日 11,643円
	23,286円

備考 1 水産物又は一般貨物の重量が50キログラム若しくは1トン未満であるときはこれらはこの量に50キログラム若しくは1トン未満の端数があるときは、これを50キログラム又は1トンとして計算する。

2 渔船については、継続する停係泊及び船揚げの期間が1月までの間の停係泊料又は船揚場料は、徴収しない。

3 船舶については、水産物又は一般貨物を陸揚げしている間の停係泊料は、徴収しない。

4 1件の使用料が100円未満であるときは100円とし、100円を超える場合であって10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(2) 駐車料

車両の種類	駐車時期の区分	駐車時間の区分	単位	金額
普通車	夏季以外 の期間(午前4時から午後7時 まで	1台 1回	30分までごとに 300円。ただし

<u>1月1日 から同月 3日まで の期間を 除く。)</u>	<u>入場の時から1 時間までは200 円とし、2,00 0円を上限とする</u> <u>。</u>
<u>午後7時から翌日の午 前4時まで</u>	<u>5, 400円</u>
<u>夏期及び 1月1日 から同月 3日まで の期間</u>	<u>2, 000円。た だし、入場の時か ら1時間以内に出 場するときは20 0円とする。</u>
<u>午後7時から翌日の午 前4時まで</u>	<u>5, 400円</u>
<u>大型車 の期間</u>	<u>3, 500円</u>
	<u>11, 900円</u>
<u>夏期</u>	<u>7, 000円</u>
	<u>23, 800円</u>

備考 1 「夏期」とは、7月及び8月をいう。
2 「1回」とは、一の駐車時間の区分における1回の継続した駐車をいう。

3 土砂採取料

略

備考 土砂の採取量が1立方メートル未満であるときは、これを1立方メートルとして計算する。

- 備考 1 使用料に係るもので水産物又は一般貨物の重量が50キログラム若しくは1トン未満であるときは、この満たない数又はその端数は、50キログラム又は1トンとして計算する。
- 2 漁船については、継続する停係泊及び船揚げの期間が1月までの間の停係泊料又は船揚場料は、徴収しない。
- 3 船舶については、水産物又は一般貨物を陸揚げしている間の停係泊料は、徴収しない。
- 4 占用料及び土砂採取料に係るもので占用面積、占用物件の長さ、表示面積若しくは土砂の採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるときはこれら面積、長さ若しくは採取量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときはその満たない数又はその端数は、1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートルとする。
- 5 占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるときはその期間に1月末満の端数があるときは、1月として計算する。
- 6 月数は、占用することができる日（以下「占用開始日」という。）から起算し、占用を終える日の属する月の占用開始日に応当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 7 仮設店舗及び海水浴施設の附屬施設として設置する電線、水道管その他の附属工作物の占用料は、仮設店舗及び海水浴施設の占用料に含まれるものとする。
- 8 1件の占用料等が100円未満のものは100円とし、100円を超える場合で10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

茅ヶ崎漁港管理条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適當と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないと認めるとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○漁港漁場整備法

(漁港管理者の職責)

第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎漁港管理条例の改正に伴い、茅ヶ崎漁港に設置する駐車場及び多目的広場を使用する場合の使用料の徴収方法その他の手続を定めるため提案する。

2 根拠法規

- (1) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第26条
- (2) 茅ヶ崎漁港管理条例（平成3年茅ヶ崎市条例第3号）第12条第3項及び第16条

3 規則の概要

- (1) 駐車場に車両を駐車させようとする者は、これを入場させる際に、普通車の場合にあっては駐車券の交付を受け、大型車の場合にあっては漁港施設使用許可申請書等を提示しなければならないこと等とした。（第15条の2、第15条の3関係）
- (2) 駐車場に普通車を駐車させる者から徴収する駐車料の徴収方法を定めることとした。（第16条関係）
- (3) 駐車場に車両を駐車させ、又は多目的広場を専用して使用する場合において、駐車料又は多目的広場専用使用料の減免を行う場合とその額を定めることとした。（第18条関係）
- (4) 規定を整備することとした。（第14条、第15条関係）
- (5) この規則は、令和3年7月1日から施行することとした。

茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(甲種漁港施設の使用許可申請)</p> <p>第14条 条例第9条第1項の規定による甲種漁港施設の使用の許可<u>（駐車場に普通車を駐車させようとする場合に係るものを除く。次条において同じ。）</u>を受けようとする者は、漁港施設使用許可申請書（第12号様式）に当該船舶の船舶検査証書の写し（船舶による使用の場合に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（使用期間の更新許可申請）</p> <p>第15条 条例第9条第1項の規定による甲種漁港施設の使用の許可を受けた者が継続して使用しようとするときは、<u>当該使用期間の満了する日の7日前（使用期間が7日未満の場合は、当該使用期間が満了する日）までに</u>漁港施設使用期間更新許可申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>（駐車場の入場及び出場の手続等）</u></p> <p><u>第15条の2 駐車場に普通車を駐車させようとする者は、これを入場させる際に、駐車券の交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 駐車場に普通車を駐車させた者は、これを出場させる際に、第1項の規定により交付を受けた駐車券を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定による届出があったときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 駐車場に普通車を駐車させた者は、駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の駐車券の交付を受けた者は、条例第9条第1項の規定による駐車場の使用の許可を受けたものとみなす。</u></p> <p><u>第15条の3 駐車場に大型車を駐車させようとする者は、これを入場させる際に、漁港施設使用決定通知書及び駐車料を納付したことを証する書類を提示しなければならない。</u></p> <p><u>（占用料、使用料及び土砂採取料の徴収）</u></p> <p><u>第16条 占用料、使用料及び土砂採取料は、市長の定める日までに徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、物揚場料にあっては当該施設を使用した月の翌月の末日までに、駐車料（普通車に係るものに限る。）にあっては駐車場から普通車を出場させる際に徴収する</u></p>	<p>(甲種漁港施設の使用許可申請)</p> <p>第14条 条例第9条第1項の規定による甲種漁港施設の使用の許可_____</p> <p>_____を受けようとする者は、漁港施設使用許可申請書（第12号様式）に当該船舶の船舶検査証書の写し（船舶による使用の場合に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（使用期間の更新許可申請）</p> <p>第15条 条例第9条第3項ただし書の規定により_____使用的許可を受けた者が継続して使用しようとするときは、<u>期間満了前7日（使用の許可を受けた期間_____が7日未満の場合は、期間満了前）までに</u>漁港施設使用期間更新許可申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>（占用料、使用料及び土砂採取料の徴収）</u></p> <p><u>第16条 条例第12条第1項に規定する使用料のうち物揚場料は、当該施設を使用した月の翌月の末日までに徴収する。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、占用料、停係泊料及び船揚場料は、市長の定める日までに徴収する。</u></p>

。

(使用料の減免)

第18条 条例第12条第4項に規定する使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるところとする。

(1) 国又は地方公共団体の職員が公務に従事するとき 使用料の額の全額

(2) 駐車場を使用し、又は多目的広場を専門して使用する場合であって、次の各号のいずれかに該当するとき

ア 市が主催し、又は共催する事業のために使用するとき 使用料の額の全額

イ 茅ヶ崎市漁業協同組合の組合員が漁業を行つたために欠くことのできない用途のために使用するとき 使用料の額の全額

(3) 駐車場に漁港漁場整備事業その他の漁港の工事の施行に従事し、又は漁港の維持管理をするために必要な車両を駐車させるとき 駐車料の額の全額

(4) 前3号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき その都度市長が定める額

2 前項第2号から第4号までに規定する場合において、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

3 略

3 条例第12条第2項に規定する土砂採取料又は占用料は、市長の定める日までに徴収する。

(使用料の減免)

第18条 条例第12条第4項に規定する使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるところとする。

(1) 国又は地方公共団体の職員が公務に従事するとき 使用料の額の全額

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき その都度市長が定める額

2 前項第2号に規定する場合において、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

3 略

茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市柳島キャンプ場の利用時間及び利用料金の基準を緩和することにより、より効果的に当該施設を運営するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項、第3項及び第4項

3 条例の概要

- (1) キャンプ場の休場日及び利用時間は、指定管理者が市長の承認を受けて定めることとした。（第7条関係）
- (2) キャンプ場の施設の基本利用料金の基準を見直すこととした。（別表関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第8条から第20条まで関係）
- (4) この条例は、令和4年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改	正	後	改	正	前
(休場日等)				(休場日)		
第7条 キャンプ場の休場日及び利用時間は、指定管理者が市長の承認を受けて定める。				第7条 キャンプ場の休場日 _____ は、指定管理者が市長の承認を受けて定める。		
2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、市長の承認を受けて、臨時に休場日に開場し、又は臨時に休場日以外の日に開場しないこととする。				2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、市長の承認を受けて、臨時に休場日に開場し、又は臨時に休場日以外の日に開場しないこととする。		
(利用時間)				(利用時間)		
第8条 キャンプ場の利用時間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時間とする。				第8条 キャンプ場の利用時間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時間とする。		
(1) 留宿を伴う利用の場合 午前11時から利用を終了する日の午前10時まで				(1) 留宿を伴う利用の場合 午前11時から利用を終了する日の午前10時まで		
(2) 留宿を伴わない利用の場合 次に掲げる施設に応じ、それぞれに定める時間				(2) 留宿を伴わない利用の場合 次に掲げる施設に応じ、それぞれに定める時間		
ア テントサイト及び炊事場 午前11時から、午後5時から午後10時までの間で指定管理者が市長の承認を受けて定める時刻まで				ア テントサイト及び炊事場 午前11時から、午後5時から午後10時までの間で指定管理者が市長の承認を受けて定める時刻まで		
イ ログキャビン及び宿泊棟 午前11時から午後5時まで				イ ログキャビン及び宿泊棟 午前11時から午後5時まで		
2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、市長の承認を受けて、臨時に利用時間を変更することができる。				2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、市長の承認を受けて、臨時に利用時間を変更することができる。		
(利用の承認等)				(利用の承認等)		
第8条 略				第9条 略		
第9条 略				第10条 略		
(利用の内容の変更)				(利用の内容の変更)		
第10条 略				第11条 略		
(利用の承認の取消し等)				(利用の承認の取消し等)		
第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を中止させることができる。				第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を中止させることができる。		
(1) 第8条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。				(1) 第9条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。		

(2) 利用者が第8条第3項に規定する条件に違反したとき。

(2) 利用者が第9条第3項に規定する条件に違反したとき。

(3)) 略

(5) (利用料金)

第12条 略
(利用料金の減免)

第13条 略
(利用料金の不還付)

第14条 略
(販売行為等の禁止)

第15条 略
(特別の設備の制限)

第16条 略
(原状回復)

第17条 略
(損害賠償)

第18条 略
(管理上の立入り)

第19条 略
(委任)

第20条 略
別表(第13条関係)

1 施設利用料金
(1) 基本利用料金

(2) 利用者が第9条第3項に規定する条件に違反したとき。

(3)) 略

(5) (利用料金)

第13条 略
(利用料金の減免)

第14条 略
(利用料金の不還付)

第15条 略
(販売行為等の禁止)

第16条 略
(特別の設備の制限)

第17条 略
(原状回復)

第18条 略
(損害賠償)

第19条 略
(管理上の立入り)

第20条 略
(委任)

第21条 略
別表(第13条関係)

1 施設利用料金
(1) 基本利用料金

施設名	区分	単位	金額
テントサイト	宿泊	1区画	3,660

施設名	区分	単位	金額
テントサイト	宿泊	1区画	3,709

ログキャビン	日帰り			<u>3, 200</u>
	宿泊	1棟		<u>9, 500</u>
	日帰り			<u>5, 700</u>
宿泊棟	えぼし以外の宿泊室	1室		<u>11, 000</u>
	日帰り			<u>6, 600</u>
えぼし	宿泊	1室		<u>30, 400</u>
	日帰り			<u>18, 300</u>
炊事場	日帰り	1区画		<u>3, 200</u>

備考 1 略

2 金額の欄に定める額は、宿泊を伴う利用の場合にあっては1泊当たりの額とし、宿泊を伴わない利用の場合にあっては、1回_____当たりの額とする。

ログキャビン	日帰り			<u>2, 610</u>
	宿泊	1棟		<u>7, 330</u>
	日帰り			<u>4, 400</u>
宿泊棟	えぼし以外の宿泊室	1室		<u>8, 900</u>
	日帰り			<u>5, 340</u>
えぼし	宿泊	1室		<u>24, 090</u>
	日帰り			<u>14, 450</u>
炊事場	日帰り	1区画		<u>2, 610</u>

備考 1 略

2 「市内利用者」とは茅ヶ崎市内に住所を有し、茅ヶ崎市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは茅ヶ崎市内の学校に在学している利用者又は茅ヶ崎市内に事務所若しくは事業所を有する利用者をいい、「市外利用者」とは市内利用者以外の利用者をいう。

3 金額の欄に定める額は、宿泊を伴う利用の場合にあっては1泊当たりの額とし、宿泊を伴わない利用の場合にあっては、1回(一)当利用日における施設の継続した利用をいう。)当たりの額とする。

4 テントサイト、ログキャビン又は宿泊棟の利用の場合にあっては、金額の欄に定める額は、炊事場1区画の利用料金の額を含むものとする。

5 宿泊を伴う利用の場合にあっては、利用を終了する日を除く。)が次に掲げる日に該当するときは、その区分に応じ、それぞれに定める額を金額の欄に定める額から減ずるものとする。

(1) 1月、2月及び12月における金曜日、土曜日及び国民の祝日下「休日」という。)の前日(1月1日、同月2日及び12月2

9日から同月31日までを除く。) 並びに3月から6月まで及
 9月から11月までの間ににおける日曜日、月曜日、火曜日、水曜
 日及び木曜日(休日の前日を除く。) 500円(宿泊棟のえぼ
 しにあつては、2,000円)

(2) 1月、2月及び12月における日曜日、月曜日、火曜日、水曜
日及び木曜日(休日の前日並びに1月1日、同月2日、12月2
9日及び同月30日を除く。) 1,000円(宿泊棟のえぼし
にあつては、4,000円)

6 宿泊を伴わない利用の場合にあつては、利用日が次に掲げる日に
該当するときは、その区分に応じ、それぞれに定める額を金額の欄
に定める額から減ずるものとする。

(1) 1月、2月及び12月における日曜日、土曜日及び休日(1月
1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除
く。) 並びに3月から6月まで及び9月から11月までの間にお
ける月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日(休日を除く。

) 500円(宿泊棟のえぼしにあつては、2,000円)

(2) 1月、2月及び12月における月曜日、火曜日、水曜日、木曜
日及び金曜日(休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日
から同月31日までを除く。) 1,000円(宿泊棟のえぼし
にあつては、4,000円)

(2) 略
 2 略

(2) 略
 2 略

茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

申請及び届出の方法並びに受付期間の始期を指定管理者が定めることとすることにより、茅ヶ崎市柳島キャンプ場の利用に係る手続の利便性の向上を図るため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例（平成24年茅ヶ崎市条例第22号）第21条

3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市柳島キャンプ場の利用等に係る申請及び届出については、指定管理者の定めるところにより行わなければならないこととした。（第5条から第8条まで、第10条から第12条まで関係）
- (2) 茅ヶ崎市柳島キャンプ場の利用の承認の申請に係る受付期間の始期は、宿泊を伴う利用の場合にあっては利用を開始する日の6月前の日以後の日であって指定管理者が市長の承認を受けて定める日と、宿泊を伴わない利用の場合にあっては利用日の3月前の日以後の日であって指定管理者が市長の承認を受けて定める日とすることとした。（別表関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（第14条関係）
- (4) この規則は、令和4年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の申請等)</p> <p>第5条 条例<u>第8条第1項</u>の承認（以下「利用の承認」という。）を受けようとする者は、<u>指定管理者の定めるところ</u>により指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、別表に定める受付期間内に行わなければ ならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p>	<p>(利用の申請等)</p> <p>第5条 条例<u>第9条第1項</u>の承認（以下「利用の承認」という。）を受けようとする者は、<u>茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用申請書</u>により指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する申請書は、別表に定める受付期間内における開場日の午前9時から午後6時までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 指定管理者は、第1項の規定による申請があった場合において、利用の承認をするときはその旨を、利用の承認をしないときはその旨及びその理由を、<u>茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用決定書</u>（以下「利用決定書」という。）により当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>4 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、<u>茅ヶ崎市柳島キャンプ場</u>（以下「キャンプ場」という。）を利用する際に利用決定書を関係職員に提示しなければならない。</p>
<p>(利用の取消し)</p> <p>第6条 利用者は、キャンプ場の利用を取り消そうとするときは、<u>指定管理者の定めるところにより</u>指定管理者に届け出なければならない。</p>	<p>(利用の取消し)</p> <p>第6条 利用者は、キャンプ場の利用を取り消そうとするときは、<u>茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用取消届</u>に利用決定書を添えて指定管理者に届け出なければならない。<u>前条第2項の規定は、この場合について準用する。</u></p>
<p>(利用の内容の変更申請)</p> <p>第7条 第5条第1項の規定は、条例第10条の規定による利用の承認を受けた内容の変更の申請について準用する。</p>	<p>(利用の内容の変更申請)</p> <p>第7条 利用者は、条例第11条の規定により利用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、<u>茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用変更申請書</u>に利用決定書を添えて指定管理者に申請しなければならない。</p> <p>2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用決定書</u>（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「<u>茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用変更決定書</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、条例第11条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を中止させるとときは <u>、遅滞なくその旨及びその理由を当該利用者に通知しなければならない。ただし、処分をすべき差し迫った必要があるときは、この限りで</u></p>	<p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、条例<u>第12条</u>の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を中止させるとときは、<u>茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用取消・制限・中止決定書</u>により、遅滞なくその旨及びその理由を当該利用者に通知しなければならない。ただし、処分をすべき差し迫った必要があるときは、この限りで</p>

ない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第13条の規定による利用料金（施設利用料金に限る。）の免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

(1)

（略）

(5)

2 条例第13条の規定による利用料金（附属設備利用料金に限る。）の免除は、市長が特に必要があると認める場合に行うものとし、その額は、その都度市長が定める額とする。

3 第5条第1項の規定は、条例第13条の規定による利用料金の免除の申請について準用する。

。

(利用料金の還付)

第11条 条例第14条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 指定管理者が条例第11条第5号の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を中止させたとき 既納の利用料金の額の全額

(3)

（略）

(5)

2 第5条第1項の規定は、条例第14条ただし書の規定による利用料金の還付の申請について準用する。

ない。

(利用料金の減免)

第10条 条例第14条の規定による利用料金（施設利用料金に限る。）の免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

(1)

（略）

(5)

2 条例第14条の規定による利用料金（附属設備利用料金に限る。）の免除は、市長が特に必要があると認める場合に行うものとし、その額は、その都度市長が定める額とする。

3 条例第14条の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用料金減免申請書に利用決定書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

4 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によるキャンプ場利用料金の免除の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第4項中「茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用料金減免決定書」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付)

第11条 条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 指定管理者が条例第12条第5号の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を中止させたとき 既納の利用料金の額の全額

(3)

（略）

(5)

2 条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用料金還付申請書に利用決定書（条例第14条の規定により利用料金の免除を受けている場合にあっては、茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用料金減免決定書を含む。）を添えて指定管理者に申請しなければならない。

3 前項の場合において、指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金の還付を受けようとする理由を証する書類を提出させることができる。

4 第5条第2項及び第3項の規定は、第2項の規定による利用料金の還付の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第

(特別の設備の申請等)

第12条 第5条第1項の規定は、条例第16条の規定による特別の設備の設置の申請について準用する。

2 条例第16条の規定により特別の設備の設置の承認を受けた者は、当該特別の設備の設置に要する費用の全額を負担しなければならない。

(利用後の報告)

第14条 利用者は、条例第17条の規定により原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならぬ。

別表（第5条関係）

区分	受付期間	
	始期	終期
宿泊	利用を開始する日の <u>6月前の日以後の日であつて指定管理者が市長の承認を受けて定める日</u>	利用を開始する日
日帰り	利用日の <u>3月前の日以後の日であつて指定管理者が市長の承認を受けて定める日</u>	利用日

備考 略

3 項中「茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用料金還付決定書」と読み替えるものとする。

(特別の設備の申請等)

第12条 利用者は、条例第17条の規定により特別の設備の設置をしようとするときは、茅ヶ崎市柳島キャンプ場特別の設備設置申請書に当該特別の設備に係る仕様書、図面その他必要な書類を添えて指定管理者に申請しなければならない。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎市柳島キャンプ場利用決定書（以下「利用決定書」という。）」とあるのは「茅ヶ崎市柳島キャンプ場特別の設備設置決定書」と読み替えるものとする。

3 条例第17条の規定により特別の設備の設置の承認を受けた者は、当該特別の設備の設置に要する費用の全額を負担しなければならない。

(利用後の報告)

第14条 利用者は、条例第18条の規定により原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならぬ。

別表（第5条関係）

区分	受付期間	
	始期	終期
宿泊	利用を開始する日の <u>属する月の6月前の月の初日</u>	利用を開始する日
日帰り	利用日の <u>属する月の3月前の月の初日</u>	利用日

備考 略

茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

相模川流域下水道全体計画の変更に伴い、本市が行う公共下水道事業の規模を改めるため提案する。

2 根拠法規

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 4 条

3 条例の概要

(1) 公共下水道事業における排水人口を 238,100 人とすることとした。（第 4 条関係）

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 公共下水道事業の規模は、次のとおりとする</p> <p>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水人口は、<u>238,100</u>人とする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 公共下水道事業の規模は、次のとおりとする</p> <p>。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 排水人口は、<u>236,000</u>人とする。</p>

茅ヶ崎市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
 - 二 工業用水道事業
 - 三 軌道事業
 - 四 自動車運送事業
 - 五 鉄道事業
 - 六 電気事業
 - 七 ガス事業
- 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- 3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

（地方公営企業の設置）

第四条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

○地方公営企業法施行令

（法の適用）

第一条 地方公共団体は、地方公営企業法（以下「法」という。）第二条第二項の規定により同項に規定する財務規定等（以下「財務規定等」という。）が適用される病院事業について、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約。以下この条において同じ。）で定めるところにより、財務規定等を除く法の規定を、条例で定める日から適用することができる。

2 地方公共団体は、地方公営企業及び前項に規定する病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を、条例で定める日から適用することができる。

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和3年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	財務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	ミツイワ株式会社
6	営業種目	情報処理用機器材
7	開札日	令和3年4月28日(水)
8	件名	テレワーク用モバイル端末等
9	履行期間（契約期間）	市議会議決の日から令和3年6月30日(水)まで
10	予定価格（税抜）	—
	予定価格（税込）	—
11	落札金額（税抜）	¥13,963,000
	落札金額（税込）	¥15,359,300
12	最低制限価格（税抜）	—
	最低制限価格（税込）	—
13	調査基準価格（税抜）	—
	調査基準価格（税込）	—
14	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	ミツイワ株式会社	13,963,000	—	—	—	落札
2	NECフィールディング株式会社	20,000,000	—	—	—	—

公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団 令和2年度実施事業概要

公益目的事業1 芸術文化の振興を目的とする事業

1 文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業（12事業実施）

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施しました。

【主な事業】

■チャレンジ！こども日本舞踊講座2020

この講座は一流の日本舞踊家による指導に加え、浴衣の着方や礼儀作法も学べると毎年好評を博している人気の講座です。令和2年度は、対面での実施は難しくても子どもたちに日本文化・伝統芸能に触れる機会は提供し続けたい、コロナ禍であるからこそ楽しいことに触れ、前向きな気持ちを持っていただきたいという強い思いから、安易に中止とすることなく、実施できる方法を講師と検討して開催しました。

講師の（公社）日本舞踊協会神奈川県支部が、神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金を活用し、全5回のYouTube動画「はじめての日本舞踊！動画で楽しむ5分講座」を作成しました。

多くの方にこの講座の開催をお知らせするため、地域情報紙「タウンニュース」やSNSを連動させ、カラフルなイラストを用いた紙面でクイズを出題し、その後動画を見ると詳しく学べる流れを作り、子どもたちの知的好奇心がかき立てられるよう工夫しました。

動画は、親しみやすいよう講師が戦隊物のヒーローやウサギのキャラクターに変身し、日本舞踊についてのあれこれをわかりやすく紹介するもので、3月末時点での再生回数は合計4,300回以上となっています。

コロナ禍の状況下で実施した2年度の講座は、3年度以降の新たな参加者の開拓、幅広い世代の方に日本舞踊に興味を持つきっかけの提供、市民文化会館の伝統芸能への取り組みの国内外への発信など、対面式で行う講座とは異なる効果を得ることができました。

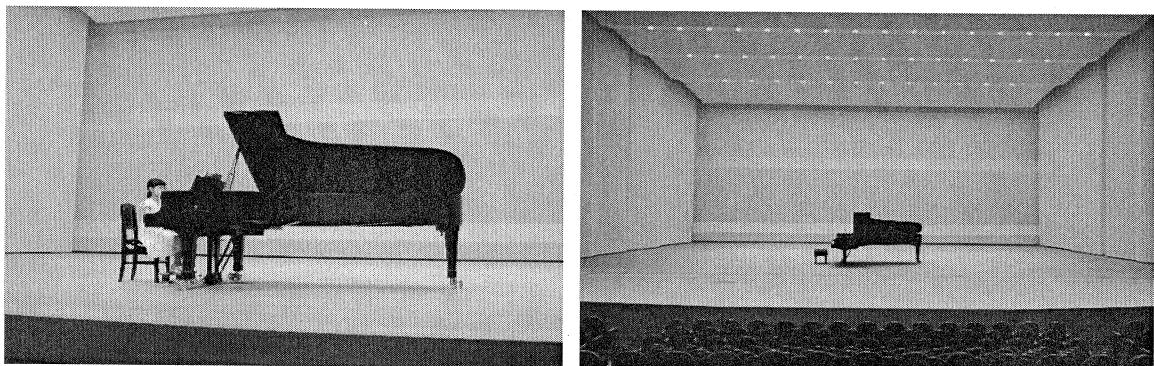


タウン紙と動画を活用し講座を開催

■キッズ応援☆夏の特別イベント
「憧れのスタインウェイを大ホールの舞台で弾いてみよう」

春からの臨時休校を受けての夏休みの短縮や、日々の成果発表である文化会館のホールでの発表会の中止など、普段と違う夏を過ごすことになった子どもたちを応援する企画として、新型コロナウイルス感染症の影響で中止・取消の相次いだ大ホールを活用し、1980年の開館以来国内外の著名なピアニストが弾き、その音を賞賛されてきたスタインウェイピアノを、子どもたちに弾いてもらう体験会を5日間にわたり開催しました。当日はクラシック・ポップス・人気のアニメソングなど、皆さんのが思い思いに奏でる音色が大ホール全体へと響き渡りました。

参加者からは「音響の良い大ホールで思い切り弾いて気持ち良かった。」「短い夏休みの家族の思い出作りができた。」「またぜひ開催して欲しい。」等、大好評を博しました。参加者がホールの音の響きを気に入り、後日、練習でホールをご利用になるなど、事業をきっかけに施設の良さを知っていただけた機会ともなりました。

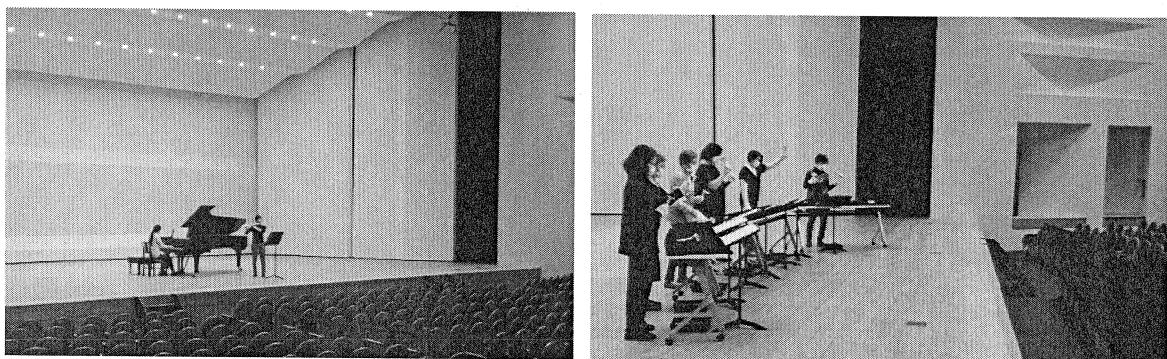


音の響きの良さを感じながら大ホールで思いきり演奏

■市民応援☆特別イベント
「音響反射板まつり！～思いっきり音楽練習～」

長引くコロナ禍による日常的なサークル活動の休止や発表会の中止など、市民の文化活動の機会が大きく制限されていることから、市民を応援する企画として、使用取消のあつた大ホールを活用し、音の響きを良くする「音響反射板」を設置した舞台で、音楽練習ができる体験会を開催しました。1日を5区分に分け5日間開催、サークルやご家族、友達同士などでピアノとフルート、ハンドベル、オカリナなど様々な楽器を生き生きと楽しそうに演奏している姿が印象的な事業となりました。

参加者からは「秋の文化行事が中止で発表の機会がなく残念に思っていたが、大ホールで仲間と思いきり演奏することができて大変嬉しい。」「コロナ禍が始まって以来、初めて心が安らいだ。」「感染症対策が徹底していて安心して参加できた。」など感謝の言葉を数多くいただきました。



広いホールで反射板の効果を実感しながら演奏

■映画アテレコでなりきり声優体験ワークショップ（小学生編・中高生編・大人編）

毎年好評の「演劇体験ワークショップ」は、対面での発声や参加者同士の接近場面も多く、また顔全体の表情が重要な要素となることから開催が難しいと判断し、コロナ禍の現在でも実施可能なプログラムの検討を重ね、今年度は「声」で全てを演じる「声優体験ワークショップ」を実施しました。最近ではテレビ等で声優の活躍が目立ち、注目の職業となっていることもあり、3コース（小学生・中高生・大人）全て定員を超える申し込みがありました。

ワークショップでは、ゲームを通じて「声を出す」ことにとどまらず、声優という職業に必要な資質や協調性の大切さなどについて理解を深めた後、映画「オズの魔法使い」を題材に、参加者同士の話し合いで配役を決めアテレコ（※）に挑戦しました。ホールのスクリーンに大きく映し出された映像を前に、参加者が真剣に取り組む姿は本物の収録現場を思わせ、参加者のアテレコで次々とキャラクターに命が吹き込まれました。

成果発表として、小学生編は家族や友達をホールに招き、生でアテレコをする姿を披露、中高生編・大人編は、ホールを映画館に見立て収録した映像を上映しました。映像は来場できなかった家族等にも見てもらえるようYouTubeに限定公開し、後日参加者がワークショップの振り返りもできるように工夫しました。アンケートでは、「大変充実した貴重な体験ができた。」「感染症対策もきちんとしていて安心して参加できた。」と好評を得ることができました。

人と人が触れ合うことで成り立つワークショップ事業がコロナ禍で相次いで中止となっている中、入念な感染症対策を施しながら新しい形での事業を展開することができました。

※アテレコ：映画やアニメ等のキャラクターにセリフを当てて演技すること、吹き替え。



小ホールでのアテレコ収録の様子

（2）芸術文化鑑賞事業（10事業実施）

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供しました。

(3) 文化会館管理運営事業

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

市民文化会館利用状況

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	入場者数(人)
大ホール	197	77	39.1	78	16,485
小ホール	219	132	60.3	135	14,910
小計	416	209	50.2	213	31,395
展示室A	246	122	49.6	148	8,089
展示室B	246	116	47.2	142	8,395
展示室C	240	109	45.4	134	8,156
小計	732	347	47.4	424	24,640
第1会議室	256	147	57.4	168	2,500
第2会議室	256	133	52.0	143	2,157
第3会議室	257	149	58.0	168	1,987
第4会議室	258	141	54.7	161	2,223
第5会議室	251	54	21.5	58	277
大会議室	253	127	50.2	145	5,023
小計	1,531	751	49.1	843	14,167
練習室1	248	118	47.6	143	2,819
練習室2	257	149	58.0	215	2,592
練習室3	256	132	51.6	164	605
練習室4	256	155	60.5	202	792
練習室5	254	19	7.5	22	121
練習室6	254	22	8.7	26	134
小計	1,525	595	39.0	772	7,063
合計	4,204	1,902	45.2	2,252	77,265

・前年度比較

△	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	入場者数(人)
前年度合計	5,416	3,278	60.5	3,760	340,504
比較増減	△ 1,212	△ 1,376	△ 15.3	△ 1,508	△ 263,239

市民文化会館利用料金収入

(単位：円)

△	基本料金A	加算料金B	減額料金C	追徴料金D	還付料金E	合計A+B-C+D-E
△	37,337,700	6,345,060	2,326,880	5,069,530	3,877,000	42,548,410

・前年度比較

(単位：円)

△	基本料金A	加算料金B	減額料金C	追徴料金D	還付料金E	合計A+B-C+D-E
前年度合計	73,405,600	9,950,120	7,404,250	14,033,660	4,295,070	85,690,060
比較増減	△ 36,067,900	△ 3,605,060	△ 5,077,370	△ 8,964,130	△ 418,070	△ 43,141,650

2 美術館・松籟庵事業

(1) 美術館展覧会事業(6事業実施)・関連事業(5事業実施)

優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施しました。

【主な事業】

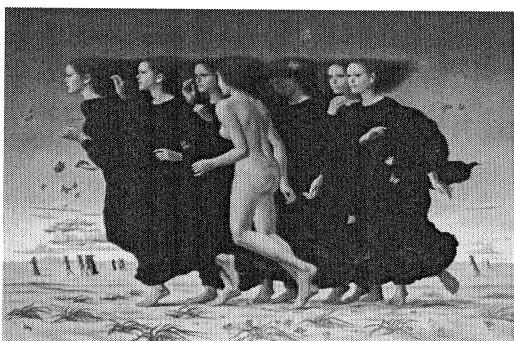
■生誕100年 國領經郎展 静寂なる砂の景

横浜市出身、日本芸術院会員で日展を舞台に戦後日本の洋画界を牽引してきた國領經郎（1919-1999）の芸術を、生誕100年を記念して紹介した展覧会です。

國領が「むきだしの自然」と評し、テーマとして取材した砂丘や砂浜の風景は、画家自身そして観る者を孤独な内面世界へと導きます。

本展覧会は巡回館の酒田市美術館の会期終了間際に国が緊急事態宣言を発令したため、茅ヶ崎市美術館での開催が危ぶまれましたが、開催館や借用先との調整を行い、期間をおよそ3か月遅らせて7月1日から開催、8月30日まで展示しました。國領經郎顕彰会員及び日展の画家でもある片岡世喜氏との作品解説動画を作成し、配信を試みました。外出や移動が制限されるなか、3,000人を超える来館者に恵まれ、コロナ禍だからこそ、文化芸術に触れる機会を希求する人々がいかに多いか実感するとともに、美術館の役割の重要さを改めて感じました。

読売新聞社事業局による美術館連絡協議会に茅ヶ崎市美術館が初めて参加し、鳥取県立博物館、酒田市美術館等とともに巡回展を開催した貴重な機会でもありました。



《風》1981年 油彩、カンヴァス 愛知県美術館蔵



展示風景



國領經郎展

作品解説動画

■茅ヶ崎市・ホノルル市・郡姉妹都市締結5周年記念 ヴィンテージアロハシャツの魅力展

本展覧会は、茅ヶ崎市とハワイ州ホノルル市・郡との姉妹都市締結5周年を記念し、開催しました。

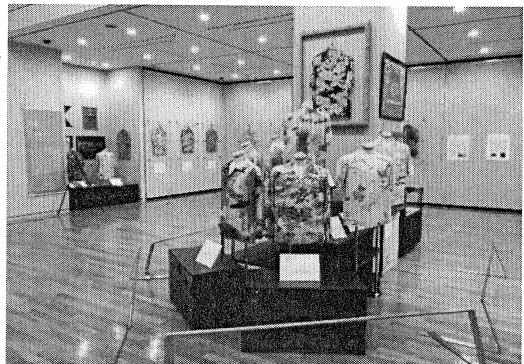
ホノルル美術館の前テキスタイル・ファッショント担当の学芸員から紹介された、世界的なヴィンテージアロハシャツのコレクターである東洋エンタープライズ株式会社の代表取締役・小林亨一氏の協力のもと、貴重なコレクションを公立美術館として初めて紹介しました。平成29年に姉妹都市締結3周年を記念して開催した「ホノルル美術館所蔵ハワイアンキルト展 Across The Ocean」をきっかけに築いたホノルル美術館との交流を活かして実現できた企画であり、アロハシャツの意匠や制作の背景にある日本とハワイとの歴史的な関係も紹介しました。

本展は、美術分野に留まらずファッショントリニティの媒体や動画等でも広く取り上げられ、アロハシャツファン、ハワイの文化に関心を抱いている方々5,360人が来館し、コロナ禍の厳しい状況としては非常に多い来館者数となりました。展覧会の図録も当初発行した500部は早々に完売となったため、300部を増刷するなど大変好評でした。

また、本展においても新型コロナウイルス感染症の影響により、ギャラリートークなどの関連催事は中止としましたが、東洋エンタープライズ株式会社のアロハシャツ担当者と担当学芸員の解説動画をシリーズで配信し好評を得ました。



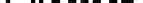
《LAND OF ALOHA》 1956年
東洋エンタープライズ株式会社蔵



展示風景



アロハシャツ展
作品解説動画



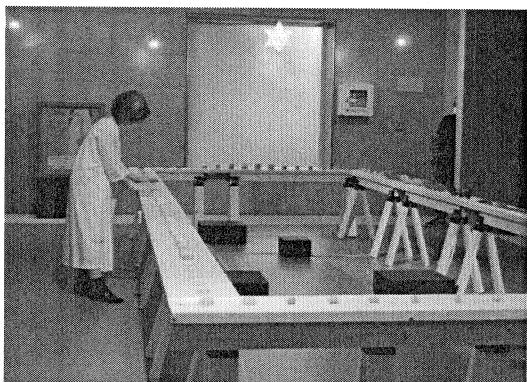
■2020年度ともいきアートサポート事業 茅ヶ崎市美術館×茅ヶ崎養護学校
「ふれて すすむ まえへ -音と光と香りとともに-」展

令和元年度に開催した企画展「美術館まで（から）つづく道」（次頁参照）など、これまでの先進的な取り組みが、美術分野を超えて福祉関係者をはじめ幅広く注目を集めたことがきっかけとなり、神奈川県福祉こどもみらい局より「ともいきアートサポート事業」を任せ実現した展覧会です。

「美術館まで（から）つづく道」にも出展された、いくつもの小さな木のオブジェに触れると音が鳴る作品《うつしおみ》の一部を用いて、神奈川県立茅ヶ崎養護学校と連携し、中学生を対象に音と身体に焦点を当てたワークショップを行い、そこで身体表現の様子を捉えた映像を美術館エントランスで上映し、生徒の皆さんがあなたにアプローチする際の豊かな表現の形が紹介されました。また、《うつしおみ》も本来の視覚、触覚、聴覚、嗅覚の変化を体験する作品として改めて展示しました。

展示に当たっては、美術館スタッフが培ってきた人的ネットワークを活かし、花王株式会社の協力により、この作品のために調製した香料を提供していただきました。また、「触る」展示となるため、開催に先立ち、新型コロナウイルス感染症の対策について県、市、学校と入念な協議を重ね、何重もの安全対策を講じて実施できたことは、コロナ禍で多くの制約を受ける社会状況にあって大変意義ある試みとなりました。

本展は、毎年開催している中学校美術作品展と同時開催することで、地域の同年代の表現が一堂に会することを目指しました。中学校美術作品展を観覧したほとんどの方に本展もご観覧いただき、映像や作品を通して感覚を楽しみながら多様な表現のあり方に向き合う機会となりました。



エントランス展示風景



茅ヶ崎養護学校でのワークショップ



ワークショップ
ドキュメント動画

◇「障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰奨励賞」を受賞

令和元年度開催の「美術館まで（から）つづく道」展は、インクルーシブデザインの手法を取り入れ、「障害の有無を超えて誰もが一人一人異なる感覚を持ちながら生きている」という観点から、違いを認め合い、ともに歩むことを楽しみその価値を捉え直す」という先進的な内容が評価され、令和2年11月に文部科学大臣表彰を受けました。

美術館では、これまでの取り組みを活かし、今後も誰もが美術・芸術に親しみ創造力を育むための地域に欠かせない施設としての役割を高めてまいります。



photo: kenji kagawa

「美術館まで（から）つづく道」

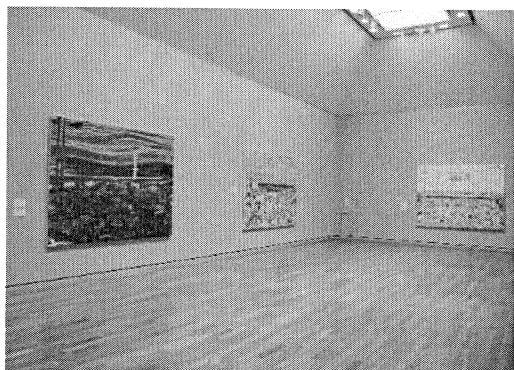
■桑久保徹展 巨匠カレンダーシリーズ

画家・桑久保徹は、フェルメールやピカソ、マティスなど西洋絵画の巨匠たちの作品や作風を取り上げ、一枚のキャンバスに構成することにより、彼らの作品における世界観を演出し、さらに連作をカレンダー形式に仕立てる演劇的で独特な手法で国内外の現代美術のシーンで注目を集めています。本展は、公立美術館初となる桑久保徹の個展であり、カレンダーシリーズの作品12点が現在海外に収蔵されるものも里帰りを果たし、初めて一堂に会する貴重な機会となりました（1点は高精度映像による展示）。そのユニークな作風は現代美術愛好家のみならず、幅広い世代から支持を得ました。また、本展においても桑久保氏と美術館長による対談形式の作品解説動画を制作、YouTubeの美術館公式チャンネル上で配信しました。

なお、本展は公益財団法人野村財団の助成を受け、展示会場での映像上映に当たっては東芝映像ソリューション株式会社（現TBS REGZA株式会社）に協賛いただきました。



《エドヴァルド・ムンクのスタジオ》2019年
油彩、カンヴァス 個人蔵



展示風景



桑久保徹展
作品解説動画

(2) 講座・ワークショップ事業（5事業実施）

学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供しました。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施しました。

【主な事業】

■茅ヶ崎市美術館オンラインミュージアム・教育普及プログラム

コロナ禍により人が集まることや対面での教育普及プログラムの開催が困難な状況下にあって、インターネットを介し思い思いの場所で気軽にデジタルアートを誰でも体験できることを目指しました。オンラインの特性を活かした3つの作品を公開し、あわせて近年教育現場で推奨されているICT授業を視野にいれた有識者のコラムも掲載して、理解を深める構成としました。

クリックする指先の動きにあわせて変わるアニメ絵本（若見ありさ）、マウスを動かす位置で背景の波やサーファーの動きの変化を楽しむプログラミングでつくる絵画（高尾俊介）、パソコンの画面をクリックすると鳴る音と音をつなげてオルゴールのメロディを作り、さらに人にプレゼントすることができる作品（久世祥三）など3つのプログラムと、コンピュータを使った新たな表現とその楽しみ方や身につけ方についての3回にわたるコラム（小林桂子）を掲載しました。

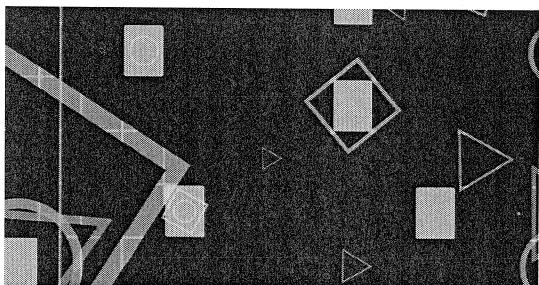
これから時代に向けた一つの試みとして、WEB媒体でもトピックとして取り上げられ、それが繰り返し拡散されるなど大きな注目を集めました。その結果、新たな鑑賞と創作の体験を美術館のホームページから多くの方々にお楽しみいただき大変好評であったため、当初の会期を1か月延長しました。これにより、美術館の地域の枠を超えた新たな客層の開拓にもつながり、今後の活動を考える上で一つの手応えを得ることができました。

なお、本事業は神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金の取組事例として県のホームページにおいて筆頭で紹介されました。

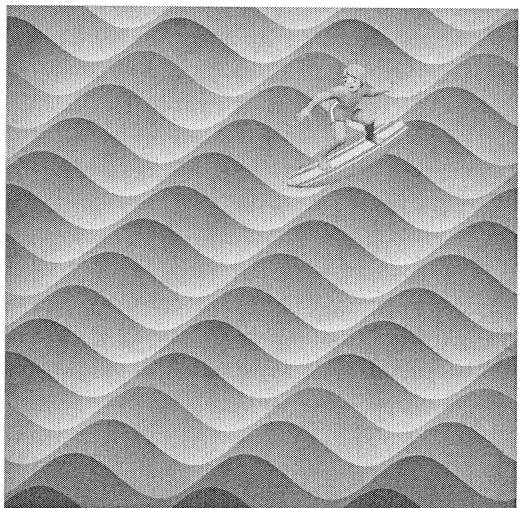
3かげつ

あなたは いちご

若見ありさ《クリックでよむアニメ絵本》



久世祥三《クリックで奏でるオルゴール》



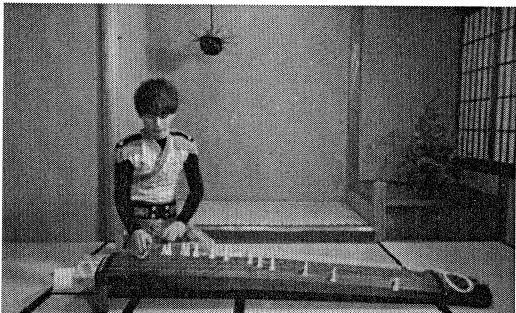
高尾俊介《クリックでつくる絵画》

■ 箏演奏動画配信

「和の文化倶楽部 箏演奏体験講座」は、小中学生を対象に日本の伝統芸能の一つである箏の演奏体験を、地域で活躍する演奏家を起用し、9月に実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされました。

これに代わるものとして、現在国内外で注目を集めている新進気鋭の若手箏演奏家である大川義秋氏に演奏をお願いし、松籟庵としては初めての試みとなるYouTubeによる動画配信を行いました。

大川氏の演奏映像2本に加え松籟庵・高砂緑地を紹介する動画1本も併せて公開しましたが、これまで松籟庵に興味を持つことの少なかった若い世代や地域を限定しない広いアピールの効果が期待されます。また、動画制作は市内の事業者にお願いするとともに広報面ではSNSによる情報拡散を文教大学の学生が担うなど、地域との連携や活性化にも結び付くこととなりました。



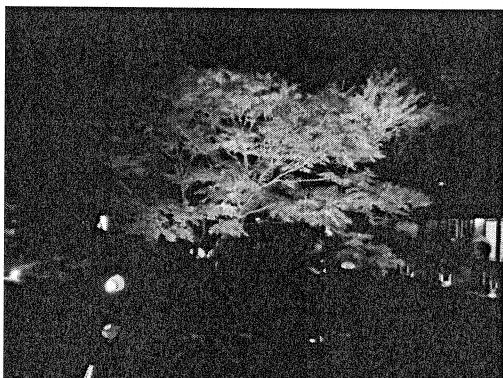
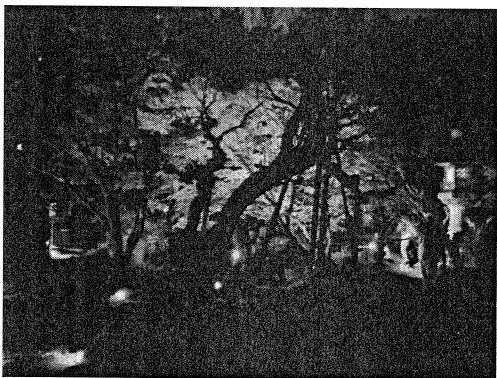
箏演奏体験講座
動画

■ 庭園内紅葉ライトアップ・秋の呈茶席

文教大学の学生から庭園内の灯籠にキャンドルを灯してみたいという提案をきっかけに、開館以来初めてとなる庭園ライトアップを行いました。準備期間が短いながらも、松籟庵及び美術館のSNSでの告知の拡散効果もあって、近隣住民の方々を中心に2日間で300名以上の観覧者があり、地元では滅多に見られない光景だと好評をいただきました。コロナ禍で停滞感が広がる状況の中、市民を元気づける明るい話題を提供することができ、来園した方々からは、是非来年も実施してほしいとの声が多数寄せられました。

また、ライトアップに合わせ、庭園の紅葉を見ながら気軽に抹茶を楽しんでいただく目的で、書院の露地を会場にした立礼（椅子席）での呈茶席を実施したところ、定員を超える参加がありました。小さなお子さん連れの家族の参加もあり、松籟庵に親しんでいただく良い機会となりました。

室内で行う茶席とは違った気軽にお茶をいただけるシチュエーションが、幅広い年齢層に受け入れられた要因と考えられることから、今後も季節の茶会の一つとして継続を検討します。



紅葉ライトアップ風景

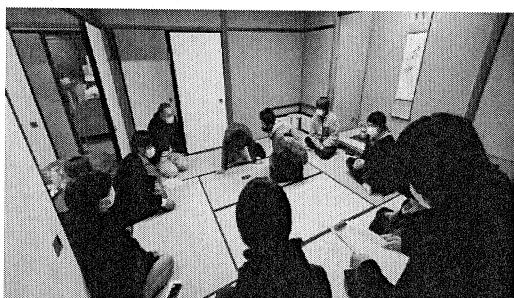
◇文教大学情報学部メディア学科との連携

地元の大学である文教大学情報学部メディア表現学科の日吉昭彦ゼミナールでは、毎年3年生がフィールドワークを主体とする実習を通してプロモーションを学ぶ活動があり、2年度は縁あって松籟庵がプロモーションの対象となりました。

学生の皆さんには、9月に行われた箏の演奏動画公開から始まる各事業に参加していましたが、SNSの積極的な活用など若い世代の目線での意欲的な提案があり、松籟庵公式のYouTube、Twitter、Instagramの開設・試験運用に繋がりました。若い世代や松籟庵を知らなかつた方々へのアピールについて前進があつたと感じます。

また、学生の皆さんからの提案から始まったライトアップは、企画から広報、当日の運営までの一連の体験が、学生の皆さんにとってプロモーションの効果的な実践方法を学ぶ場となつただけでなく、松籟庵側にも新たな気づきを生む相乗効果がありました。

今回の日吉ゼミナールの活動は、タウンニュースでも紹介されました。今後も、地元大学や団体との連携を行い、松籟庵の魅力を紹介し、より市民に親しんでいただく施設となるよう取り組んでまいります。



松籟庵書院での打合せ



松籟庵公式Twitter



松籟庵公式Instagram

(3) 美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

美術館施設利用状況（自主事業利用分を除く）

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
展示室 2	29	0	0.0	0	0
展示室 3	36	0	0.0	0	0
アトリエ	93	14	15.1	15	283
合 計	158	14	8.9	15	283

・前年度比較

前年度合計	238	84	35.3	106	2,154
比較増減	△ 80	△ 70	△ 26.4	△ 91	△ 1,871

美術館利用料金等収入

(単位：円)

内 容	基本料金A	減免額B	還付額C	合 計 A-B-C
観覧料	6,746,600	923,000		5,823,600
年間パスポート	447,300		2,000	445,300
施設使用料	84,090	0	2,510	81,580
受講料	0			0
グッズ販売	2,438,260			2,438,260
販売手数料	0			0
民間助成金	300,000			300,000
補助金等	1,695,000			1,695,000
受取負担金	3,000,000			3,000,000
合 計	14,711,250	923,000	4,510	13,783,740

・前年度比較

(単位：円)

前年度合計	8,171,216	2,214,800	55,910	5,900,506
比較増減	6,540,034	△ 1,291,800	△ 51,400	7,883,234

※グッズ販売は「アロハマスク茅ヶ崎」の売り上げ額

松籟庵施設利用状況（自主事業利用分を除く）

施設名	使用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率(%)	使用件数(件)	使用人数(人)
書院	225	94	41.8	94	646
茶室	-	-	-	2	45
合 計	225	94	41.8	96	691

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、茶室は原則利用中止

・前年度比較

前年度合計	566	225	39.8	225	3,622
比較増減	△ 341	△ 131	2.0	△ 129	△ 2,931

松籟庵利用料金等収入

(単位：円)

内 容	基本料金A	減免額B	追加額C	還付額D	合計 A-B+C-D
施設使用料	1,752,050	26,150	3,140	219,660	1,509,380
受講料	37,500				37,500
合 計	1,789,550	26,150	3,140	219,660	1,546,880

・前年度比較

(単位：円)

前年度合計	2,585,730	72,680	23,340	386,990	2,149,400
比較増減	△ 796,180	△ 46,530	△ 20,200	△ 167,330	△ 602,520

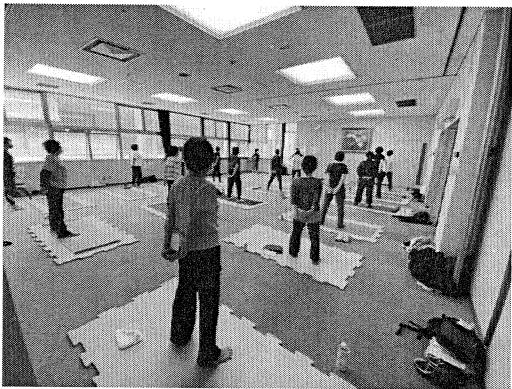
公益目的事業2 スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

1 スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業 (9事業実施)

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障害の有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供しました。

【主な事業】

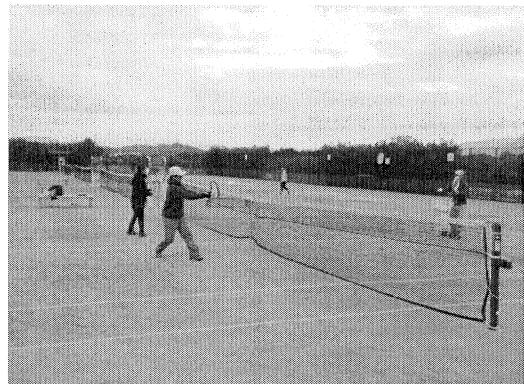
■ オープン教室 (総合体育館 市体育館 茅ヶ崎公園野球場)	
<p>オープン教室は、1回ワンコイン（500円）で予約不要の気軽に参加できる運動教室です。開催は春（4～7月）、秋（9～12月）、冬（1～3月）の3季に分けて行い、各季において、月曜日は体幹トレーニング、火曜日はリズム運動、水曜日は筋力トレーニング、木曜日・金曜日はヨガ・ストレッチなどを実施しました。実施場所は、毎回、1施設、総合体育館や茅ヶ崎公園野球場会議室などを使用しました。</p> <p>実施時間帯は、参加者の利用しやすい時間帯を考え、高齢者や主婦向けに午前、午後の時間帯、社会人向けに夜間の時間帯を設け、幅広く提供しました。</p> <p>平成25年度に開始以来、年々参加者数を増やし、近年は開始当時の3倍近い参加数を維持してきた本教室も、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で春季の教室が中止となり、年間の参加者数が初めて前年度より減少しましたが、広い施設を活用し、換気対策も徹底し、安心して参加できる環境を整え、秋期教室と冬季教室は多くの市民の皆様に参加していただきました。</p>	
	
<p>広い部屋で間隔を十分に空けて実施</p>	
<th>■ ノルディックウォーキング教室 (柳島しおさい公園)</th>	■ ノルディックウォーキング教室 (柳島しおさい公園)
<p>ノルディックウォーキングは、クロスカントリースキー選手が夏の間のトレーニングとして行っていた運動が発祥で、体全体の筋肉の90%を使用する全身運動です。</p> <p>ポールを使用することで膝関節や腰など下半身の負担が軽減され、長時間でも姿勢や呼吸を整えられる効果的な有酸素運動でもあり、シニアの方でも無理なく始められるエクササイズです。</p> <p>柳島しおさい公園では、秋季、冬季（9月～3月）の月2回の主に水曜日に本教室を実施し、広大な芝生や木々に囲まれた環境がリラックス効果も与え、初めてポールを握る方でも楽しんで運動に親しんでいただきました。</p> <p>ノルディックウォーキングの認知度はまだまだ低い状況にありますが、最近はまちなかでポールを握って歩いている高齢者も見かけるようになりました。今後も高齢者の心身の健康保持・増進のためにも普及してまいります。</p>	
	
<p>緑豊かで開放的な環境が好評</p>	

■朝活ワンコインテニスサポート（柳島しおさい公園）

スポーツの秋、真夏を過ぎて早朝が心地よくなる頃、1日の使用時間帯の中で、朝の使用時間帯を活用した本教室は、「朝スポーツで楽しく健康に」という趣旨のもと、テニスを通じて市民の健康を目的として開催しました。

テニスサポートということで、ちょっとしたスキルアップの後押し（サポート）もあり、また、気軽に参加できるよう1回ごとの参加で、料金もワンコイン（500円）となっております。

秋季（9～11月）の毎週木曜日に実施され、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者数は前年を下回ったものの、参加された社会人や高齢者の方々には「朝活」として楽しんでいただきました。低廉な料金でスキルアップが図れ、また、早起きして楽しいテニスで体を動かす健康的な日常が送れることから、特に健康増進、生涯スポーツの推進を図ってまいります。



朝の時間を有効的に活用するスポーツ

（2）スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。

体育館利用状況

施設名	利用件数（件）	利用人数（人）	個人利用（人）	使用率（%）
総合体育館				
第一体育室	3,254	31,089	284	93.2
第二体育室	1,671	16,390	524	89.1
柔剣道場	1,256	11,275	396	74.8
弓道場	285	13,600	294	83.8
多目的室	805	5,112		76.5
オーケストラ練習室	811	8,906		77.1
会議室	63	4,492		19.8
トレーニング室			12,699	
卓球練習場			7,430	
ジョギングコース			34	

市体育館

競技場	1,726	13,688	928	96.6
柔剣道場	672	7,610	198	68.5
多目的室	778	5,298	102	78.6
卓球練習場			4,503	
体育館合計	11,321	117,460	27,392	

・前年度比較

前年度合計	14,726	211,102	56,545	
比較増減	△ 3,405	△ 93,642	△ 29,153	

体育館利用料金

(単位：円)

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計 A-B-C
体育館				
総合体育館	19,819,470	843,770	400,910	18,574,790
貸出用具利用	54,900	—	—	54,900
市体育館	2,989,780	54,260	85,190	2,850,330
貸出用具利用	31,700	—	—	31,700
体育館合計	22,895,850	898,030	486,100	21,511,720
・前年度比較				
前年度合計	31,191,130	3,536,410	810,460	26,844,260
比較増減	△ 8,295,280	△ 2,638,380	△ 324,360	△ 5,332,540

体育施設利用状況

施設名	利用件数(件)	利用人数(人)	使用率(%)
茅ヶ崎公園			
野球場	326	14,308	57.9
庭球場	3,458	21,975	99.2
会議室	338	2,579	28.2
芹沢スポーツ広場			
蹴球兼野球場	286	7,117	45.7
庭球場	3,295	22,285	91.1
堤スポーツ広場			
多目的球技場	433	6,457	45.0
庭球場	3,197	17,137	90.1
柳島しおさい公園			
少年蹴球場	443	15,837	37.4
庭球場	4,428	23,368	88.8
体育施設合計	16,204	131,063	
・前年度比較			
前年度合計	16,930	132,294	
比較増減	△ 726	△ 1,231	

体育施設利用料金

(単位：円)

施設名	利用料金A	減免額B	還付料金C	合計 A-B-C
茅ヶ崎公園				
野球場	4,242,070	2,031,840	273,010	1,937,220
庭球場	4,654,860	131,840	396,560	4,126,460
会議室	424,840	97,760	17,480	309,600
貸出用具利用	0	—	—	0
芹沢スポーツ広場				
蹴球兼野球場	584,070	16,480	131,150	436,440
庭球場	4,526,160	174,080	354,320	3,997,760
貸出用具利用	200	—	—	200
堤スポーツ広場				
多目的球技場	1,205,710	0	90,290	1,115,420
庭球場	4,203,760	0	394,050	3,809,710
貸出用具利用	200	—	—	200
柳島しおさい公園				
少年蹴球場	1,462,330	420,990	58,190	983,150
庭球場	5,461,770	9,750	457,480	4,994,540
駐車場	2,659,100	—	—	2,659,100
貸出用具利用	5,700	—	—	5,700
体育施設合計	29,430,770	2,882,740	2,172,530	24,375,500
・前年度比較				
前年度合計	33,431,610	4,313,730	3,520,730	25,597,150
比較増減	△ 4,000,840	△ 1,430,990	△ 1,348,200	△ 1,221,650

柳島しおさい公園利用状況

	利用人数(人)
公園利用	69,733
多目的広場	10,771
ミニバスケットコート	7,662
合計	88,166
・前年度比較	
前年度合計	87,661
比較増減	505

収益目的事業1 物品販売事業

主に総合体育館利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図りました。

物品販売事業収入

(単位：円)

施設名	タオル	卓球ボール	シャトル	テニスボール	マスク	合計
総合体育館	13,500	14,800	3,060	—	2,460	33,820
市体育館	5,100	8,200	540	—	390	14,230
茅ヶ崎公園	23,100	—	—	600	90	23,790
芹沢スポーツ広場	9,000	—	—	800	30	9,830
堤スポーツ広場	900	—	—	—	240	1,140
柳島しおさい公園	5,400	—	—	1,800	30	7,230
合計	57,000	23,000	3,600	3,200	3,240	90,040

・前年度比較

前年度合計	119,100	33,400	7,380	1,600	0	161,480
比較増減	△ 62,100	△ 10,400	△ 3,780	1,600	3,240	△ 71,440

収益目的事業2 公益目的外施設貸与事業

主に茅ヶ崎市民文化会館における公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施しました。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図りました。

公益目的外施設貸与事業収入

(単位：円)

施設名	現金 A	振込 B	還付 C	合計 A+B-C
茅ヶ崎市民文化会館	6,932,450	6,292,610	1,156,360	12,068,700
・前年度比較				(単位：円)
前年度合計	7,663,440	10,939,990	1,012,610	17,590,820
比較増減	△ 730,990	△ 4,647,380	143,750	△ 5,522,120

公益財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団

令和3年度事業計画概要

公益目的事業 1 芸術文化の振興を目的とする事業

1 文化会館事業

(1) 市民文化創造育成事業（11事業実施予定）

市民の自主的で創造的な文化活動を支援し、併せて人材育成のための事業を実施します。

【主な事業】

■ ホノルル市・郡姉妹都市協定締結7周年・茅ヶ崎市民文化会館リニューアル3周年記念事業

令和3年度に7周年を迎える茅ヶ崎市とホノルル市・郡の姉妹都市の協定締結と、3周年を迎える市民文化会館のリニューアルを記念し、茅ヶ崎市と共にNHK公開番組「すいエンサー」と、宝くじ文化公演事業「ふるさとワクワク劇場」の2公演を開催します。「ふるさとワクワク劇場」では誰でも挑戦できるオーディションを開催し、選ばれた市民が本番の舞台でプロと共に公演を盛り上げます。

多くの市民と一緒に記念の年を祝い、市民の皆さんには茅ヶ崎の良さを再発見・再認識しながら、「わが街のホール」としての市民文化会館にさらに親しみを感じていただき、郷土愛を深める機会とします。

■ 市民元気UP！文化会館にぎわい創出・活性化事業

赤ちゃんからご年配の方まで幅広い世代の方々が文化会館に親しみを感じ、安心して気軽に何度も訪れていただけるよう、十分な感染症対策を施した上での事業や仕掛けを展開し、来館者数や施設使用率、利用者の満足度のアップにつなげます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で日常的な文化芸術活動が制限されている市民を応援するイベントを空き施設（ホール等）を活用して実施し、市民の元気・活力のアップを図ります。また、令和2年度開設のSNSを更に活用し、公演や事業の終了後にその様子を伝える情報を発信し、文化会館の活動を広く知ってもらい、未来の観客・参加者・応援者の創造・育成につなげます。



令和2年度「音響反射板まつり！思いっきり音楽練習」



クリスマスツリーの飾り付け

(2) 芸術文化鑑賞事業（19事業実施予定）

幅広いジャンルから、優れた舞台芸術を鑑賞する機会を市民に提供します。

(3) 文化会館管理運営事業

茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者として施設の貸出し及び管理運営業務を実施します。

2 美術館・松籟庵事業

(1) 美術館展覧会事業(8事業実施予定)・関連催事(5事業実施予定)

優れた美術・芸術文化の鑑賞機会を提供するための企画展・収蔵作品展などを開催し、また地域の学校や芸術団体と連携した展示事業などを実施します。

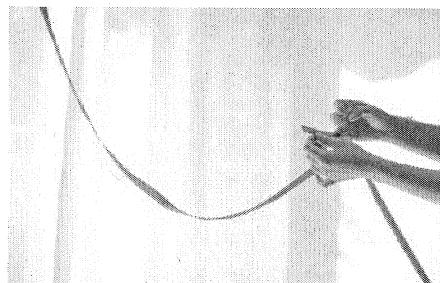
【主な事業】

■ 展覧会事業

8つの展覧会を実施する計画です(未定のものを含む)。このうち企画展4本については、現代の世相を反映したものと、茅ヶ崎市美術館の収蔵作家を掘り下げるものなど個性的な内容になっています。

○藤田道子展(企画展 1)

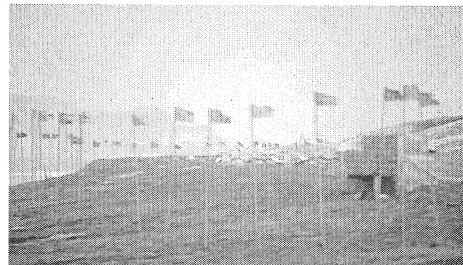
展示空間を効果的に活用して作品化する作家・藤田道子を公立美術館として初めて取り上げ、美術館の空間に合わせたオリジナルのインスタレーション作品を紹介します。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、人と人との関係性に物理的な距離を置かざるを得ない社会状況のなかで、改めて人間同士の柔らかい繋がりに注目し、その尊さを問いかけます。



Ribbon (2020) photo: TAKAHASHI Kyoko

○藤原大展(企画展 2)

「カラーハンティング」の活動で世界的に著名なデザイナー・藤原大の発想力と行動力に満ちた、最新の業績を紹介します。今回は、「施設の特性を活かした運営」「まちの新しい文化をつくる」「教育機関とのつながり」も目的としつつ、藤原大が、展覧会に合わせ茅ヶ崎のシンボルである鳥帽子岩のカラーハンティング(※)を実施し、鳥帽子岩から抽出した色を色見本として公開します。公開された色はオープンソースとして自由に使用可能で、学校の授業や商店街などで活用していただくことによって、地域活性にも繋がるような様々な可能性を視野にいれた試みとなります。

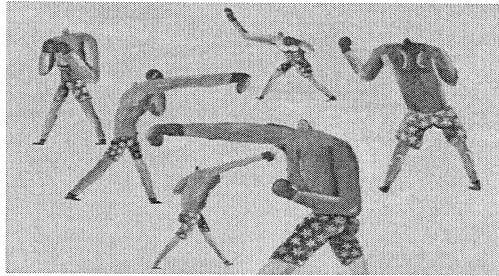


photo©Dai Fujiwara. All Rights Reserved

※カラーハンティング：自然界の色を採取し色見本をつくり、色をスタートに様々な創作を行う藤原独自の手法。

○プラチスラバ世界絵本原画展(企画展 3)

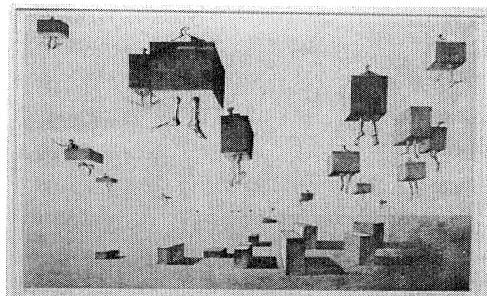
スロバキアの首都・プラチスラバで2年に一度開催されるプラチスラバ世界絵本原画展(略称BIB)のなかから、チェコとスロバキアの両国と日本の交流100年を記念し、近年出版されたそれぞれの国の代表作家やBIB受賞作品、日本人作家の原画を展示し、絵本原画ならではの魅力を伝えます。



ハサン・ムーサヴィー
『ボクサー』場面

○浜田知明展（企画展4）

かつて、コレクターからの寄贈によって茅ヶ崎市美術館に収蔵された浜田知明の版画作品を展示し、戦争の愚かさと社会の不条理を、独自のユーモアとペースを織り込んで表現した作品世界をご案内します。



《飛翔(青)》1958(昭和33)年 銅版(エッチング、アクワチント、カラー(青系))・紙

○その他の取り組み：展覧会を開催するまでの道のりをSNSなどで発信

美術館活動の核をなす、収集、保管、展示、教育普及活動は、様々な調査研究の成果により成り立っています。普段あまり人目にふれることのない「調査研究」に焦点をあて、展覧会などの事業にどう活かされるかなどをSNS等を利用し積極的に発信することで、広く「施設の特性を活かした運営や活動への理解」を深めること、さらに「美術館の地域資源としての役割」をアピールすることを目指します。

(2) 講座・ワークショップ事業（7事業実施予定）

学習講座やワークショップなどを開催し、美術・芸術文化に親しむ機会を市民に提供します。松籟庵においては、茶室・書院という建物の特性を生かし、我が国の伝統文化の紹介などを中心に講座・ワークショップなどを実施します。

【主な事業】

■開館30周年記念事業ほか（松籟庵）

松籟庵は、平成3年11月の開館以来、30周年の節目を迎えます。これを記念し、茶道と共に日常を洒脱な文体で描いたベストセラーエッセイ、『日日是好日一「お茶」が教えてくれた15のしあわせ』で高い評価を得たエッセイストの森下典子氏をゲストにお迎えした事業を開催します。

『日日是好日』は映画化もされたことから、文化会館と連携し、映画上映と森下氏の講演会を開催します。桜の咲く季節には、気鋭の鎌倉彫作家の三橋鎌幽氏との座談会を開催し、茶道の魅力を紹介するとともに、松籟庵を広くアピールします。

また、令和2年度に試験的に開始したSNS（YouTube、Twitter、Instagram）についても投稿頻度を増やし、効率的な活用を図っていきます。

(3) 美術館・松籟庵管理運営事業

茅ヶ崎市美術館及び茶室・書院「松籟庵」の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

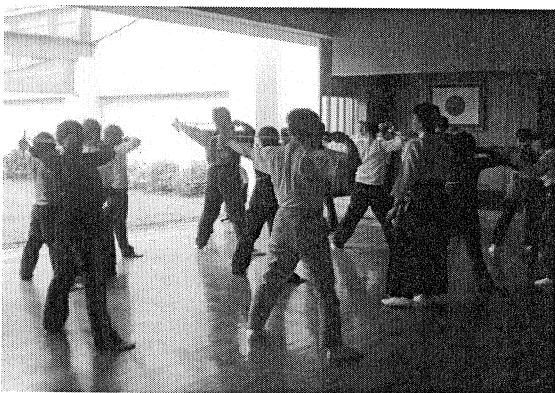
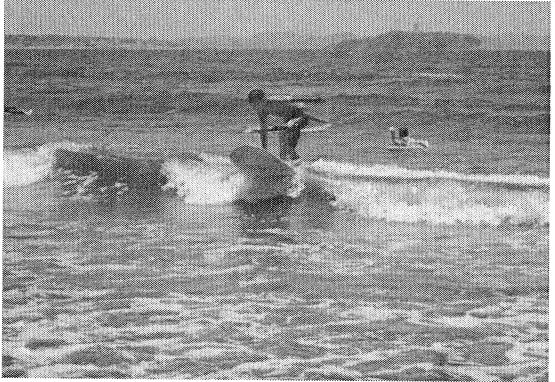
公益目的事業2 スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業

1 スポーツ事業

(1) スポーツ教室事業（31事業実施予定）

スポーツを楽しみながら、健康で文化的な生活が送れるように各種の健康運動教室及びスポーツ教室等を開設するほか、年齢、障害の有無等に関係なく実践できるスポーツ体験行事を実施して、スポーツに親しむ機会を市民に提供します。

【主な事業】

■弓道教室 (総合体育館)	
<p>矢を射て的に当てるという動作を通して、日本の伝統武道が持つ特性のひとつである心身の鍛錬を学び、そして競技としての魅力も体験できます。</p> <p>的中しない原因はすべて自分にあるため、自己を見つめることの繰り返しが精神の修練になり弓道の魅力のひとつです。今後も厳しい状況が続くことが予想される中で、弓道は、自分と向かい合い、動じない心を養い、平常心でいられる修練ができるスポーツです。茅ヶ崎弓道協会の細やかな指導は定評があり、参加者の向上心を高め上達に結びつけます。年齢に関係なくできるので、気軽に参加して頂きたい教室です。</p>	

(2) スポーツ施設管理運営事業

茅ヶ崎市総合体育館、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎公園野球場・庭球場、芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場、堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場、柳島しおさい公園の指定管理者として施設の貸出及び管理運営業務を実施します。

収益目的事業1 物品販売事業

主に総合体育館利用時に必要な物品等を販売し、利用者の利便向上を図ります。

収益目的事業2 公益目的外施設貸与事業

主に茅ヶ崎市民文化会館における公益目的外使用に対する施設の貸出及び管理運営業務を実施します。また、より多くの利用者の皆様にご利用いただき収益を上げるとともに、利便やサービスの向上を図ります。

※ 本計画は、新型コロナウィルス感染症の状況により内容が変更となる場合があります。